

水道工事に係る設計事務費徴収算定基準

宅地開発等に伴う給水計画及び工事設計の委託を事業主体から受けた場合、下記の表により設計事務費を徴収する。

記

設計事務费率

工事費（設計額）	事務費算定率	摘 要
設 計 金 額 (消費税は除く)	6 %	一般の宅地開発等
	5 %	事業主体が官公庁及びこれに準ずるもの
	2 %	設計業務を外部委託した場合
	上記によりがたい場合は、市長が別途定める	

(特記事項)

- (1) 工事内容に変更を生じた場合、当初設計金額又は変更後設計金額の大きい額にて当該率を適用する。
- (2) 設計業務を外部に委託した場合委託料は実費徴収し、事務費は委託設計工事金額の2%とする。
ただし、委託外設計工事費に係る事務費については、当該率を適用する。
- (3) 事務費に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

附 則

この基準は平成2年4月1日から適用する。